

入管法改正案の再提出に反対する会長声明

2021年に廃案となった出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の改正案及びその基になった「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」は、人権保障上多くの問題点を含む内容であり、当会は、これに対し、その問題点やあるべき改正の方向性について繰り返し意見を述べてきた（2020年8月5日、2021年4月26日、2022年6月21日付会長声明）。

ところが、各種報道によると、政府は、2023年1月23日召集の通常国会に、一度廃案となった法案の骨格を維持したまま、入管法の改正案（以下、「再提出予定法案」という。）を再提出する方針とのことである。報じられている再提出予定法案では、依然として従前の問題点の多くが手付かずで放置され、あるべき改正とはかけ離れた内容に終始している。

すなわち、再提出予定法案では、難民申請者が3回目の難民認定申請を行った場合等に、例外的な場合を除いて強制送還が可能とされ、現行の入管法で規定されている難民申請中の送還停止効が認められない場合がある。しかし、難民条約は、難民を迫害を受けるおそれのある地域に送還してはならないという「ノン・ルフールマンの原則」（同条約第33条1項）を定めており、再提出予定法案は同原則に違反する可能性が高い。国際水準に照らして異常に低い難民認定率の我が国が優先的に取り組まなければならないのは、難民として保護すべき者を保護することであり、送還の促進ではないはずである。

また、再提出予定法案では、一定の事由により強制退去を受ける者を送還先に送還することが困難である場合に、その者に対し、本邦からの退去を義務付ける命令制度が創設され、命令に違反した場合の罰則が規定される。しかし、退去強制令書が発付された後、訴訟を提起して行政の判断が覆るケースは現に存在するところ、退去強制令書発付処分に対する司法判断が示される前に罰則が適用されるとなれば、司法による救済を受ける機会を奪うことになりかねず、罰則の適用対象が過度に広がるおそれがある。のみならず、やむを得ない事情で本邦に留まっている者を支援する支援者や代理人弁護士等が共犯者として処罰されるおそれも否定できず、人道的支援や正当な権利擁護活動に対して萎縮効果が生じることは避けられない。

さらに、再提出予定法案では、退去強制令書により收容されている外国人等について、逃亡のおそれの程度等を考慮して放免し、監理人による監理に付す措置等が講じられる。しかし、上記措置は例外的なものであり、いわゆる「全件收容主義」を前提としている

点で、収容は最後の手段であるという国際基準（「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」）に反しており、現行の収容制度が抱える根本的な問題は解決されない。

入管収容問題の解決に向けて最優先で求められるべきは、収容等の判断への司法審査の導入、収容期限の上限の設定、収容に関する判断基準の厳格化・明確化及び個々の判断の透明化、国際的水準に沿った難民認定制度の運用等である。2022年11月3日に国連自由権規約委員会から受けた勧告では、国際基準に則った包括的な難民保護法の採用、収容期間の上限の導入、収容に関する司法審査の導入等が指摘されているが、いずれも現行の入管法が抱える問題点の核心を的確に指摘するものである。こうした勧告に照らしてみても、再提出予定法案は、あるべき改正の方向性とはかけ離れた内容に終始しているといわざるを得ない。

当会は、以上のような多くの問題点を孕む「改悪」ともいうべき入管法改正案の再提出に強く反対するとともに、国際的な人権水準に沿った入管法の真の「改正」を求める。

2023年（令和5年）2月21日

千葉県弁護士会

会 長 篠 崎 純